

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：錦麒産業株式会社

(2) 代表者職氏名：代表取締役 齊 浩

(3) 所在地：大阪府堺市南区泉田中1063-6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

（平成30年4月6日認定）

「認1708006967」「認1708006968」「認1708006969」

（同年6月6日認定）

「認1808004332」「認1808004333」「認1808004334」

（同年8月8日認定）

「認1808006352」「認1808006353」「認1808006354」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和2年6月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

役員のうち、労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したこと、及び、地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる者があることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第12号、第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。